

過失なき離婚原因としての回復し難い婚姻の 破綻に当たるとして離婚を認めた事例

谷 正 之

日本国在住のアメリカ人夫婦の婚姻関係が準拠法であるアメリカ合衆国ジョージア州公式法典に規定する過失なき離婚原因としての「回復し難い婚姻の破綻」に当たるとして離婚を認めた事例（松山地方裁判所平成6年（タ）第29号離婚等請求事件，平成9年2月26日判決（確定），判例集未登載）

〔事案の概要〕

本件は，アメリカ合衆国に国籍を有するX(妻)が同国に国籍を有するY(夫)に対して，同国ジョージア州法を準拠法として，離婚およびこれに伴う財産的給付を求めた事案である。

XのYに対する請求は，次のとおりであった。

(1) 離婚請求 (Divorce)

XとYは，平成2年11月から別居状態となって復縁の見込みはなく，その婚姻関係は既に破綻しているから，アメリカ合衆国ジョージア州公式法典 (OFFICIAL CODE OF GEORGIA) 19-5-3 (13) に規定する過失なき離婚原因としての「回復し難い婚姻の破綻」に該当するから離婚を求める。さらに，Yの行為は同法典所定の過失ある離婚原因 19-5-3 (1～12) のうちの3つの原因 (6, 7, 10) にも該当する。

(2) 離婚に伴う財産的給付請求

(a) テンポラリーアリモニー (一時的離婚扶養料, Temporary Alimony)

Xは，別居前の生活水準を維持するために月額25万円を要するところ，Y

から送金されていた生活費が従来の約3分の1に減額されて以来、それまでの生活水準を維持できなくなった。したがって、Xは、Yに対し、送金額を減額した平成5年8月から平成8年8月まで(36ヶ月)の間に不足した生活費合計720万円((25万円-送金額5万円)×36ヶ月分)の支払を求める。また、Xは離婚後直ちに帰国しなければならず、帰国のための費用および帰国後生活を開始するための資金として、160万6,400円が必要である。その他本件訴訟に要した弁護士費用および多数の翻訳費用合計137万8,000円もテンポラリーアリモニーに加算して請求する。

したがって、Xは、Yに対し、離婚に伴うテンポラリーアリモニー(一時的離婚扶養料、前記法典19-6-1)として、上記金額合計1,018万4,400円の支払を求める。

(b) パーマネントアリモニー(恒久的離婚扶養料, **Permanent Alimony**)

XとYとの約30年にわたる婚姻期間、婚姻期間中の生活水準、婚姻関係の破綻理由、X、Yの収入の差異、Xの帰国後の生活保障などを総合的に勘案し、XはYに対し、離婚後の生活維持のために必要な資金として、月額25万円の支払を求める。

したがって、Xは、Yに対し、離婚に伴うパーマネントアリモニー(恒久的離婚扶養料、前記法典19-6-1)として、離婚の時から10年間にわたり毎月25万円の支払を求める。

パーマネントアリモニーは、本来配偶者の一方が、他方の配偶者に対しその死亡または再婚するまで支払うものであるが、XはYの負担能力を考慮して、期間を区切り、10年間に限定して請求することにした。

(c) 財産分与(**Division of Property**)

離婚に際しアリモニー(離婚扶養料)のほかに、配偶者の権利として財産分与請求権が認められている(前記法典19-5-13)。婚姻中に得られた財産は公正に分配されるべきものである。Xは、財産分与として、X、Yの総資産の2分の1を受け取る権利を有するところ、Xの総資産は268万7,035円であり、

Yの総資産は1,488万2,383円であるから、Xは、財産分与として、合計額1,756万9,418円の2分の1である878万4,709円からXの総資産額268万7,035円を控除した609万7,674円の支払を受ける権利がある。

Yの抗弁は、次のとおりであった。

(1) XとYとの婚姻関係が既に破綻していることは認める。

しかし、その主な原因はXに存する。Xは長女Aに対して厳しく、XとYは子どもの教育等を巡って次第に緊張や対立が生じたこと、Xの浪費により家庭生活の維持に困難が生じてきたため、YはXに対する妻としての信頼関係を失ったものである。

(2) 離婚に伴う財産的給付の主張については、いずれも争う。

毎月の生活に必要な諸経費を控除すると、Yの生活の余裕は余りない。Xが請求している離婚給付金の金額は、余りに過大であるというべきである。

〔判 旨〕

X(妻)とY(夫)は、婚姻関係の破綻に至る原因については、互いの認識に相違が認められるものの、現在では両名とも離婚を希望していることに加え、平成2年11月から別居状態が続き、夫婦としての関係改善の見込みはないものと認められることからすると、XとYの婚姻関係は既に破綻しているといわなければならない。両名の離婚の準拠法であるジョージア州公式法典19-5-3(13)に規定する過失なき離婚原因としての「回復し難い婚姻の破綻」に該当すると認めるのが相当である。

離婚に伴う財産的給付に関し、当裁判所の勧告により、XとYは、次のとおり合意し、その合意内容に従った判決を受け入れる意思を表明した。

(1) Yは、Xに対し、パーマネントアリモニーとして、平成8年11月から平成14年3月(Yの定年退職予定日)まで、毎月末日限り金15万円を支払う。

(2) Yは、Xに対し、テンポラリーアリモニーとして、平成9年3月末日限り金250万円を、平成9年12月25日限り金50万円を、それぞれ支払う。

- (3) Yは、Xに対し、財産分与として、平成14年3月末日限り金300万円を支払う。
- (4) 訴訟費用のうち、金10万円をYの、その余りをXの各負担とする。

XとYは、離婚に伴う財産的給付として、YがXに対して上記のとおり金員を支払う旨合意しており、この合意は、XとYとの婚姻期間、婚姻生活の経緯、両名の資産関係など諸般の事情にかんがみて、相当なものであると認められる。

したがって、Yは、Xに対し、離婚に伴い、上記合意に従った財産的給付をなすべきである。

(参照条文) アメリカ合衆国ジョージア州公式法典 19-5-3 (13), 19-5-13, 19-6-5

[コ メ ン ト]

1 裁判管轄権と準拠法

- (1) まず、アメリカ人夫婦であるX・Y間の本件離婚等請求事件につき、日本国の裁判所が裁判管轄権をもつかが問題になる。

本件はアメリカ合衆国の国籍を有するXが、同じくアメリカ合衆国の国籍を有するYに対し、離婚および離婚に伴う財産的給付を求めるものであるところ、X、Y双方ともに長年日本国に居住しているから、日本国の裁判所が本件につき国際裁判管轄権を有する。これは領土主権の効果である。

- (2) 次に本件離婚裁判に適用される準拠法であるが、法例第14条、第16条によれば、夫婦の本国法が同一なときはその法律によることになっており、アメリカ合衆国の法によるべきことになる。そして、同国は州により法律を異にする国であるから、法例第28条3項により、当事者の属する州の法律によるべきことになる。XとYは、来日する前は、アメリカ合衆国ジョージア州に15年間居住していた。ジョージア州公式法典によれば、夫婦が少なくとも6ヶ月間同州に居住したことがあるか、最終本籍地が同州でなければ

ばならないと定めている（同法典 19-5-2）。X と Y の場合、この条文に該当しているから、X、Y 間の本件離婚裁判に適用される準拠法は、ジョージア州公式法典（OFFICIAL CODE OF GEORGIA）ということになる。

2 離婚原因

わが国の民法の裁判上の離婚原因は、①配偶者に不貞な行為があったとき、②配偶者から悪意で遺棄されたとき、③配偶者の生死が3年以上明らかでないとき、④配偶者が強度の精神病にかかり回復の見込みがないとき、⑤婚姻を継続し難い重大な事由があるときである（770条）。

これに対して、ジョージア州公式法典では、離婚原因として実に13の離婚原因を定めている。

過失なき離婚原因（“No-Fault” Ground）としての回復し難い婚姻の破綻（同法典 19-5-3（13））の場合と、過失ある離婚原因（“Fault” Ground）としての12の離婚原因（19-5-3（1）～（12））である。

- (1) 過失なき離婚原因としての「回復し難い婚姻の破綻」(The marriage is irretrievably broken) とは、夫婦が別居状態にあり共に一緒に住むことを拒否し和解の可能性がない場合などである。
- (2) 過失ある離婚原因とは、一方の当事者に過失があった場合で、この過失ある原因を主張する者は他方の当事者に過失 (Fault) あるいは不当な行為 (Wrongdoing) があったことを立証しなければならない。12の過失ある離婚原因は、次のとおりである。

- ①近親婚 (Intermarriage by persons within the prohibited degrees of consanguinity or affinity ; 19-5-3 (1))
- ②婚姻時の精神的無能力 (Mental incapacity at the time of marriage ; 同(2))
- ③婚姻時の性的無能力 (Impotency at the time of marriage ; 同(3))
- ④強制婚姻または詐欺的婚姻 (Force, menace, duress or fraud in obtaining the marriage ; 同(4))

- ⑤婚姻中の妻の夫以外の男性による妊娠 (Pregnancy of the wife by a man other than the husband, at the time of the marriage, unknown to the husband ; 同(5))
- ⑥婚姻後の不義 (Adultery in either of the parties after marriage ; 同(6)), ジョージア州において不義とは同性間・異性間を問わない。
- ⑦故意の継続的遺棄 (Willful and continued desertion by either of the parties for the term of one year ; 同(7)), これは配偶者の一方を故意に少なくとも1年遺棄したことである。
- ⑧犯罪による有罪判決と2年以上の服役 (The conviction of either party for an offense involving moral turpitude, under which he is sentenced to imprisonment in a penal institution for a term of two years or longer ; 同(8))
- ⑨常習的酩酊 (Habitual intoxication ; 同(9))
- ⑩肉体的または精神的虐待 (Cruel treatment, which shall consist of the willful infliction of pain, bodily or mental, upon the complaining party, such as reasonably justifies apprehension of danger to life, limb, or health ; 同(10))
- ⑪治癒の見込みのない精神病 (Incurable mental illness ; 同(11)¹⁾)
- ⑫常習的薬物依存 (Habitual drug addiction, which shall consist of addiction to any controlled substance as defined in Article 2 of Chapter 13 of Title 16 ; 同(12))

3 アリモニーと財産分与

- (1) アメリカ合衆国ではどの州においても、離婚に伴って配偶者の一方が他方の配偶者に支払うアリモニーと財産分与が認められている。アリモニーは、配偶者の一方によって、他方の配偶者の生活維持・扶養のために支払われるものである。メンテナンス (Maintenance 扶養料) とも呼ばれる。財産分与は、婚姻生活において夫婦によって作られた財産を公正に分配し清算するものである。

- (2) ジョージア州においては、アリモニーには、一時的に支払われるテンポラリーアリモニーと恒久的に支払われるパーマネントアリモニーとがある（同法典 19-6-1(a)）。配偶者の一方が、一時払の場合はもとより長期にわたる分割払でも確実に履行することが予定されている。

わが国における離婚調停や離婚訴訟においては、離婚に伴って他方の配偶者の生活維持・扶養として給付するというアリモニーのようなものはない。明文の規定がないし、日本人には別れた他人の生活を維持し扶養するという意識が低いからであろう。

離婚に際し、配偶者の一方に不貞行為があったというような場合の慰謝料、そして財産分与が問題とされるが、その支払方法は一時払が圧倒的に多く、長期にわたる分割払ということは少ない。給付を受ける側としては、長期にわたる分割払は時の経過とともに履行されなくなるおそれがあるという不安から、その時点における給付者の資力を考えると金額的に少なくなることがあっても一時払を求める傾向が強い。長期にわたる分割払においてその不履行がある場合、履行を確保する実効性ある法制度が不十分であることにも原因がある。これについては、例えば、公的性質を有する機関が給付を受ける本人に代わって取り立てる制度を整備しなければならない。

- (3) ジョージア州においては、離婚に際しアリモニーの金額を決定するにあたり、裁判所は、次の諸要因を考慮しなければならないとされている。

- ①婚姻期間中に確立された生活水準（The standard of living established during the marriage ;）
- ②婚姻期間（The duration of the marriage ;）
- ③当事者双方の年齢および心身の状態（The age and the physical and emotional condition of both parties ;）
- ④それぞれの当事者の資力（The financial resources of each party ;）
- ⑤もし該当する場合には、いずれかの当事者が適当な職を見つけられるに十分な教育もしくは訓練を受けるに必要な時間（Where applicable, the time

necessary for either party to acquire sufficient education or training to enable him to find appropriate employment ;)

- ⑥必ずしも以下の事項に限ったわけではないが、家庭管理、育児、教育および他方の当事者の職業訓練に関してなされたサービスを含め、それぞれの当事者の結婚生活に対する貢献 (The contribution of each party to the marriage, including, but not limited to, services rendered in homemaking, child care, education, and career building of the other party ;)
- ⑦個々の財産、生計を立てる能力および固定負債を含めた双方の当事者の状況 (The condition of the parties, including the separate estate, earning capacity, and fixed liabilities of the parties ;)
- ⑧裁判所が正当かつ適当であると考え他の関連した諸要因 (Such other relevant factors as the court deems equitable and proper ; 同法典 19-6-5(a))

これらの中で特に斟酌される要因は、婚姻の継続期間である。婚姻期間が長くなればなるほど、離婚後においても婚姻期間中に確立された生活水準にふさわしいアリモニーが支払われなければならない。

- (4) 同法典によれば、夫婦が離婚する場合、配偶者の権利として財産分与請求権が認められており (19-5-13)、婚姻中に取得した財産は公正に分配されるべきものとされる²⁾。すなわち、夫の財産と妻の財産を合計して総財産とし、これの2分の1がそれぞれ取得すべき財産とするのである。

ところで、配偶者の一方に過失ある離婚原因が認められる場合は、他方の配偶者に支払うべきアリモニーや財産分与の額の算定に考慮される。逆に、不貞行為や故意の継続的遺棄のような行為をした者は、アリモニーを受け取る資格がない。

- (5) 本件では、夫婦の間に子どもが一人あったが、離婚時には成人していたので、親権や養育費の問題は生じなかった。もし、離婚する夫婦の間に未成年の子どもがある場合は、その親権者と養育費について決めなければならず、ジョージア州公式法典は、特に子どもの福祉に深い配慮を示している。

例えば、親権 (Custody) については、裁判所は、子どもの年齢、性別、両親のうちいずれと関係が深いか、両親のうちどちらが子どもの看護養育に能力を有するかなどの事情を総合的に考慮して親権者を決める。14歳以上の子どもは、裁判所のフォローのもと、一緒に生活することを希望する両親のいずれかを親権者として選択できる。また、養育 (Child support) については、両親は子どもが18歳になるか、結婚するか、自立するか、軍隊に入るかのいずれかが先に生じるまで、子どもを養育する必要がある。この養育費は、月または週あたりの金額のほかに健康保険、医療費、歯科治療費などを含む。養育費は18歳までとされているが、両親が18歳を超えて養育費を支払うことを合意することもできる³⁾日本の家事実務でも養育費は18歳ないし20歳までとされ、大学の費用まで出すかどうかは任意に決めることができるとされており、この点は類似の取り扱いをしている。

- (6) 当事者がジョージア州の上級裁判所に離婚訴訟を提起する場合、「家庭関係金銭関係宣誓供述書」(DOMESTIC RELATIONS FINANCIAL AFFIDAVIT)を提出すべきものとされている⁴⁾

本件訴訟においても、X・Y双方が自主的に上記宣誓供述書を裁判所に提出し、アリモニーおよび財産分与の決定にあたり、その重要な証拠資料とされた。

わが国における離婚調停や離婚訴訟において、財産分与・慰謝料や子どもの養育費等を決めるにあたり、当事者の資産や必要経費等を明らかにするよう要請されるが、当事者から提出されるものはかなり大雑把であり、したがって、財産分与、慰謝料などの額の算出も概算的なものにならざるを得ない。

これに対して、アメリカ合衆国ジョージア州の上級裁判所に提出される資産や必要経費等の記載項目は、驚くほど詳細である。わが国の家事調停や離婚訴訟において、大いに参考とされるべきものを含んでいるから、次に示すことにした。

ジョージア州 _____ 郡上級裁判所

原告

民事訴訟番号 _____

被告

家庭関係金銭関係宣誓供述書

(DOMESTIC RELATIONS FINANCIAL AFFIDAVIT)

1. 宣誓供述人氏名： _____ 年齢 _____
 宣誓供述人社会保険番号： _____
 配偶者氏名： _____ 年齢 _____
 婚姻年月日： _____ 別居年月日 _____
 この婚姻による子どもの氏名および誕生日：
 氏名 _____ 誕生日 _____ 同居の有無 _____
 供述人の前婚による子どもの氏名および誕生日：
 氏名 _____ 誕生日 _____ 同居の有無 _____
2. 供述人の収入および必要経費
- | | |
|------------------------------|----------|
| (a)月総収入 (3 A の金額) | \$ _____ |
| (b)月実収入 (3 C の金額) | \$ _____ |
| (c)月平均必要経費 (5 A の金額) | \$ _____ |
| 債権者への支払月額 (5 B の金額) | + _____ |
| 必要経費+債権者への支払合計 (5 C の金額) | \$ _____ |
| (d)供述人に必要とされる配偶者手当/子ども扶養手当 | \$ _____ |
| (e)子ども扶養ガイドラインに示されている子ども扶養手当 | \$ _____ |
- 3 A. 宣誓供述人の月総収入に関すること
 (すべての収入は受領日の日付にかかわらず月平均額として記入するように。できればすべて年収として計上されるべきである。)
- 給 与 _____ \$ _____
 賞与, 手数料, 手当, 超過勤務手当, チップおよびこれに類したもの (もし就業期間が1年未満の場合, 過去12ヶ月の平均に基づく)
 添付用紙に細目を記入すること _____ \$ _____
 自営業, パートナーシップ, 非公開あるいは独立契約等による事業収入 (領収書による総収入より必要経費を控除したもの)

添付用紙に細目を記入すること	\$ _____
身体障害／失業／労務補償	\$ _____
恩給・退職金・年金支払金	\$ _____
社会保険給付金	\$ _____
その他の公共給付金（具体的に）	_____
前婚の配偶者または子どもの扶養料	_____
利息配当金と株式配当金	_____
賃貸料（総収入受領書より必要経費を控除したもの）	_____
添付用紙に細目を記入すること	_____
使用料，信託，地所	_____
資産運用による収入（非循環利益を含まない）	_____
循環性（周期的に繰り返す性質）のあるその他の収入（収入源を具体的に）	_____
以上月額総収入	\$ _____

3 B. 就業上の受益をすべて記載すること。例えば，自動車，自動車手当保険（自動車，生命，障害者，据え置き補償，退職金あるいは株式，クラブ会員，経費払戻し（個人の生活必要経費を控除したもの）
必要であれば用紙を添付のこと。

3 C. 就業上の純収入（州および連邦税と FICA のみを控除したもの）

\$ _____

宣誓供述人の給与支給期間（例．週給，月給など） _____

控除額の数 _____

4. 資 産

（もし，資産のすべてあるいは一部が，婚姻によるものでないときは，その分を下記の配偶者欄の適当な欄に表示すること。各資産の価値総額を“価値”欄に記入すること。“価値”とは，もし売却されるとしたならどのくらいの価値があるかということである。）

内 容	価 値	夫の資産	妻の資産
現金	\$ _____	\$ _____	\$ _____

株式、債券	\$ _____	\$ _____	\$ _____
現金割引／貨幣市場預金高	\$ _____	\$ _____	\$ _____
自宅不動産	\$ _____	\$ _____	\$ _____
その他の不動産	\$ _____	\$ _____	\$ _____
自動車類	\$ _____	\$ _____	\$ _____
貸金	\$ _____	\$ _____	\$ _____
退職金／IRA	\$ _____	\$ _____	\$ _____
家具調度品	\$ _____	\$ _____	\$ _____
宝石	\$ _____	\$ _____	\$ _____
生命保険（現金価値）	\$ _____	\$ _____	\$ _____
蒐集品	\$ _____	\$ _____	\$ _____
銀行預金高（各口座記載）	\$ _____	\$ _____	\$ _____
その他の資産	\$ _____	\$ _____	\$ _____
_____	\$ _____	\$ _____	\$ _____
_____	\$ _____	\$ _____	\$ _____
以上全資産額	\$ _____	\$ _____	\$ _____

5 A. 平均必要月額経費

<u>家 事</u>		<u>自動車</u>	
抵当あるいは家賃	\$ _____	ガソリン, オイル	_____
資産税	_____	修繕	_____
保険	_____	自動車カード, 免許	_____
電気代	_____	保険	_____
水道代	_____	子どものための経費	_____
ゴミ, 下水	_____	養育	_____
電話	_____	学校授業料	_____
ガス	_____	学校教材費等経費	_____
修繕維持	_____	昼食代	_____
芝生手入れ	_____	小遣い	_____
害虫駆除	_____	衣服	_____
ケーブル TV	_____	おむつ	_____
家事食料雑貨	_____	医療, 歯科, 処方箋	_____
外食	_____	整髪, 衛生品	_____
その他	_____	ギフト	_____
		娯楽	_____
		活動	_____

その他の保険		娯楽	_____
健康保険	_____	休暇	_____
生命保険	_____	出版物	_____
障害者保険	_____	会費、組合費	_____
他の保険（具体的に）	_____	宗教、慈善	_____
供述人のその他の経費	_____	雑費(用紙添付のこと)	_____
ドライクリーニング、洗濯	_____	その他(用紙添付のこと)	_____
衣服	_____	前配偶者へのアリモニー	_____
医療、歯科	_____	前配偶者の子どもの養育費	_____
処方箋	_____	以上経費合計	\$ _____
供述人の購入ギフト（特別祝日用）	_____		
5 B. 債権者への支払			
支払先	債務残高	月額支払額	
_____	\$ _____	\$ _____	
_____	\$ _____	\$ _____	
_____	\$ _____	\$ _____	
_____	\$ _____	\$ _____	
_____	\$ _____	\$ _____	
_____	\$ _____	\$ _____	
債権者への支払月額合計		\$ _____	
5 C. 月額必要経費合計		\$ _____	
記入年月日	_____		
公証人サイン	_____	宣誓供述人のサイン	_____

4 本件離婚訴訟の争点

本件離婚訴訟では、XY間の婚姻関係が破綻していることについては、訴訟の過程で両者とも認めるに至り離婚することについては意見が一致したが、XがYに対し請求する離婚に伴う財産的給付としてどのようなものが、どの程度認められるかが争いとなった。

Xは、準拠法であるアメリカ合衆国ジョージア州公式法典を調査し、離婚に伴う財産的給付として、(a)テンポラリーアリモニー、(b)パーマネントアリモニー、(c)財産分与請求権がそれぞれ認められることを明らかにした。

Xは上記の「家庭関係金銭関係宣誓供述書」で自分の財産や必要経費等を記載して裁判所に提出し、Yもまた同様に「家庭関係金銭関係宣誓供述書」で自分の財産や必要経費等を明らかにした。

裁判所は、それらを重要な証拠資料にしたうえで、XとYに対し、次の案を提示した。

YはXに対し、

- (a) テンポラリーアリモニーとして、平成9年3月末日限り250万円を、平成9年12月25日(クリスマス)限り金50万円をそれぞれ支払う。
- (b) パーマネントアリモニーとして、平成8年11月から平成14年3月まで毎月末日限り金15万円を支払う。
- (c) 財産分与として、平成14年3月末日限り金300万円を支払う。
- (d) 訴訟費用のうち金10万円をYの、その余りをXの各負担とする。

Yは裁判所の提示した上記案を承諾した。

Xは、双方が裁判所に提出した「家庭関係金銭関係宣誓供述書」に基づいて財産が確定されたのであり、もし、本件判決が確定した後に、Yに隠された財産等があることが判明した場合は、アメリカ合衆国の法律に基づいて裁判する権利を放棄するものでないことを留保して、上記案に同意した。そして、当事者はこれに基づき離婚判決を求めたので、裁判所は、前記のとおり、判決を言い渡したものである。

本件離婚に伴いYがXに対し支払う財産的給付は、(a)テンポラリーアリモニーとして300万円、(b)パーマネントアリモニーとして975万円、(c)財産分与として300万円、以上合計額1,575万円であった。YはXに対し、これらの財産的給付を忠実に履行した。

本件離婚裁判は、準拠法としてジョージア州公式法典によりながら、当事者

の意思を尊重し、合議体である裁判所の考えも示したうえで判決に至ったものである。本判決は英文にして X よりアメリカ大使館に届け出がなされた。

注

- 1) 離婚原因としての「治癒の見込みのない精神病」(Incurable mental illness) とは、次の3つの場合である。これ以外は認められない。
 - i 精神病の当事者が裁判権のある裁判所で精神病であるとの司法的判断を下された場合、もしくは当事者を診察した2名の医師によって精神病であると認定された場合
 - ii 事件の当事者が訴訟開始に先立って少なくとも2年間にわたって精神病院に拘束されていたか、もしくは継続的に精神病の治療を受けていた場合
 - iii 病院長もしくは経営責任者ならびに裁判所が任命する1名の適格な医師が精密検査の後、宣誓のもとに彼らの見解が以下のごとくであることを証言した場合、すなわち、事件の当事者が婚姻関係の本質、義務および自然的結果を理解できないほど理性、記憶および知性を欠いていることを立証するものであること。また現代の医学的知識に照らして、事件の当事者の精神的健康が生涯にわたって回復する見込みのないこと。訴訟提起の通知は、精神病者の後見人および当人が拘束されていた病院の院長もしくは他の経営責任者に送達されなければならない。万一後見人がいない場合、訴訟提起の通知は、この離婚訴訟が提起された裁判所が任命する訴訟のため後見人および当人が拘束されている病院の院長もしくは経営責任者に送達されるものとする。後見人と病院長には、出廷し争点について聴聞を受ける資格が与えられる。精神病者の扶養に関しては、離婚が認められたとしても、当事者双方の身分に何ら変わるところはないものとする(ジョージア州公式法典 19-5-3 (11))。
- 2) アメリカ合衆国各州におけるアリモニーと財産分与については、石原善幸教授の「アメリカにおける財産分割とアリモニー付与」(松山大学論集第5巻第6号(1994年)65頁以下)、アメリカにおける最近の離婚給付動向については、「離婚給付の基礎的問題」(1995年)99頁以下において詳しい研究がなされている。
- 3) ジョージア州法における子どもの親権と養育、離婚給付の履行確保の方法、別居維持訴訟、家庭内暴力などについては、拙稿「ジョージア州家族法における裁判離婚について」、松山大学論集第8巻第6号222頁~224頁。
- 4) 離婚訴訟をジョージア州の上級裁判所に提起する場合、提出すべきものとされる「家庭関係金銭関係宣誓供述書」の原文は、次のとおりである。

IN THE SUPERIOR COURT OF _____ COUNTY

STATE OF GEORGIA

_____, PLAINTIFF
CIVIL ACTION NO. _____
_____, DEFENDANT

DOMESTIC RELATIONS FINANCIAL AFFIDAVIT

- 1. Affidavit's Name: _____ Age: _____
Affiant's Social Security No.: _____
Spouse's Name: _____ Age: _____
Date of Marriage: _____ Date of Separation: _____
Names and birth dates of children of this marriage:

Table with 3 columns: Name, Date of Birth, Resides With. Includes horizontal lines for data entry.

Names and birth dates of children of prior marriage residing with Affiant:

Table with 3 columns: Name, Date of Birth, Resides With. Includes horizontal lines for data entry.

- 2. SUMMARY OF AFFIANT'S INCOME AND NEEDS
(a) Gross monthly income (Item 3A) \$ _____
(b) Net monthly income (Item 3C) \$ _____
(c) Average monthly expenses (Item 5A) \$ _____
Monthly payments to creditors (Item 5B) + _____
Total monthly expenses and payments to creditors (Item 5C) \$ _____
(d) Amount of spousal/child support needed by Affiant \$ _____
(e) Amount of child support indicated by Child Support Guidelines \$ _____

- 3.A AFFIANT'S GROSS MONTHLY INCOME
(All income must be entered on monthly average regardless of date of receipt. Where applicable, income should be annualized.)

Salary \$ _____

Bonuses, commissions, allowances, overtime, tips and similar payments (based on past 12-month average or time of employment if less than 1 year)
ATTACH SHEET ITEMIZING THIS INCOME \$ _____

Business income from sources such as self employment, partnership, close corporations and/or independent contracts (gross receipts minus ordinary and necessary expenses required to produce income)
ATTACH SHEET ITEMIZING THIS INCOME \$ _____

Disability/unemployment/worker's comp. \$ _____

Pension, retirements or annuity payments \$ _____

過失なき離婚原因としての回復し難い婚姻の
破綻に当たるとして離婚を認めた事例

Social security benefits \$ _____
 Other public benefits (specify) _____
 Spousal or child support from prior marriage _____
 Interest and dividends _____
 Rental income (gross receipts minus
 ordinary and necessary expenses required
 to produce income) _____
 ATTACH SHEET ITEMIZING THIS INCOME _____
 Income from royalties, trusts or estates _____
 Gains derived from dealing in property
 (not including non-recurring gains) _____
 Other income of a recurring nature
 (specify source) _____
 GROSS MONTHLY INCOME \$ _____

3B. List and describe all benefits of employment, e.g.,
 automobile and/or auto allowance, insurance (auto,
 life, disability, deferred compensation, employer
 contribution to retirement or stock, club memberships
 and reimbursed expenses (to the extent they reduce
 personal living expenses) ATTACH SHEET, IF NECESSARY.

3C. Net monthly income from employment (deducting
 only state and federal taxes and FICA) \$ _____
 Affiant's pay period (i.e., weekly,
 monthly, etc.) _____
 Number of exemptions claimed _____

4. ASSETS
 (If you claim or agree that all or part of an asset
 is non-marital, indicate the non-marital portion under
 this appropriate spouse column. The total value of each
 asset must be listed in the "value" column. "Value" means
 that you feel the item of property would be worth it if
 were offered for sale.)

<u>Description</u>	<u>Value</u>	<u>Separate Asset of Husband</u>	<u>Separate Asset of Wife</u>
Cash	\$ _____	\$ _____	\$ _____
Stocks, bonds	\$ _____	\$ _____	\$ _____
CD's/Money Market Accounts	\$ _____	\$ _____	\$ _____
Real Estate home	\$ _____	\$ _____	\$ _____
Real Estate other	\$ _____	\$ _____	\$ _____
Automobiles	\$ _____	\$ _____	\$ _____
Money owed you	\$ _____	\$ _____	\$ _____
Retirement/IRA	\$ _____	\$ _____	\$ _____
Furniture/ Furnishings	\$ _____	\$ _____	\$ _____
Jewelry	\$ _____	\$ _____	\$ _____
Life insurance (cash value)	\$ _____	\$ _____	\$ _____
Collectibles	\$ _____	\$ _____	\$ _____
Bank Accounts (list each account)	\$ _____	\$ _____	\$ _____
Other assets	\$ _____	\$ _____	\$ _____
_____	\$ _____	\$ _____	\$ _____
_____	\$ _____	\$ _____	\$ _____
TOTAL ASSETS	\$ _____	\$ _____	\$ _____

5.A AVERAGE MONTHLY EXPENSES

<u>HOUSEHOLD</u>		<u>OTHER INSURANCE</u>	
Mortgage or rent	\$ _____	Health	_____
Property taxes	_____	Life	_____
Insurance	_____	Disability	_____
Electricity	_____	Other (specify)	_____
Water	_____	<u>AFFIANT'S OTHER EXPENSES</u>	
Garbage & Sewer	_____	Dry Cleaning &	
Telephone	_____	Laundry	_____
Gas	_____	Clothing	_____
Repairs & Mainten.	_____	Medical, dental	_____
Lawn care	_____	Prescription	_____
Pest control	_____	Affiant's gifts	_____
Cable TV	_____	(special holidays)	_____
Misc. household &		Entertainment	_____
grocery items	_____	Vacations	_____
Meals outside home	_____	Publications	_____
Other	_____	Dues, clubs	_____
<u>AUTOMOBILE</u>		Religious &	
Gas and oil	_____	Charities	_____
Repairs	_____	Miscellaneous	_____
Auto tag & license	_____	(attach sheet)	_____
Insurance	_____	Other (attach sheet)	_____
<u>CHILDREN'S EXPENSES</u>		Alimony paid to	
Child care	_____	former spouse	_____
School tuition	_____	Child support paid	_____
School sup/expenses	_____	to former spouse	_____
Lunch money	_____	<u>TOTAL ABOVE</u>	
Allowance	_____	EXPENSES	\$ _____
Clothing	_____		
Diapers	_____		
Medical, dental,			
prescriptions	_____		
Grooming/hygiene	_____		
Gifts	_____		
Entertainment	_____		
Activities	_____		

5.B PAYMENTS TO CREDITORS

To Whom	Balance Due	Monthly Payments
_____	\$ _____	\$ _____
_____	\$ _____	\$ _____
_____	\$ _____	\$ _____
_____	\$ _____	\$ _____
_____	\$ _____	\$ _____
_____	\$ _____	\$ _____
Total Monthly Payments to Creditors		\$ _____
C. TOTAL MONTHLY EXPENSES		\$ _____

This _____ day of _____, 199_____.

Notary Public

Affiant